

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年12月17日)

【件名】

- 1 民間児童養護施設等施設長の給与状況等に関する個人情報を含む電子データの誤送信について (青少年・家庭課) ··· 1
- 2 ひきこもりに関する実態調査の結果等について (健康政策課) ··· 2
- 3 がん診療連携拠点病院の推薦について (健康政策課) ··· 5

福 祉 保 健 部



民間児童養護施設等施設長の給与状況等に関する個人情報を含む電子データの誤送信について

平成30年12月17日
青少年・家庭課

青少年・家庭課において、民間児童養護施設等に勤務する職員の給与状況に関する電子データを県内の児童養護施設（5施設）、乳児院（2施設）、児童心理治療施設（1施設）にメール送信を行った際、各児童養護施設等施設長の給与に関する情報を含む電子データを誤って送信し、個人情報が流出したことについて報告します。

今後、このようなことが起きないよう、再発防止の徹底に努めます。

1 概要

12月6日（木）午後3時頃、メール送信したA施設から青少年・家庭課に電話があり、「本日届いたメール（送信時間は、午後1時4分）のファイルには個人名はないが、施設名が記載されているため、個人（各施設長）が特定できる給与等に関する個人情報が含まれている」との連絡があった。

送信したメールを確認し、指摘のあった内容の個人情報が流出したことを確認し、直ちにメール送信した各施設に電話連絡を行い、メールの削除を依頼した。

2 流出した個人情報の内容

県内の児童養護施設（5施設）、乳児院（2施設）、児童心理治療施設（1施設）の各施設長に関する給与、年齢及び勤続年数

3 原因

- (1)「県内の民間児童養護施設等に勤務する職員の平均給与月額と平均給与年額」を把握するため、各施設に協力をいただき関連情報を収集し、その集計結果を各施設と共有するためにメールにより情報提供したところ、元データ（各施設から提供いただいた情報）で個人情報が特定できる内容を含むファイルを誤って送信したことにより、個人情報が流出した。
- (2)各施設に集計結果を提供することを指示した上司は、平均給与月額と平均給与年額の結果のみを提供する意図で指示したが、指示された担当者は、集計した元データのすべてを提供するよう指示されたと受け止め、個人情報を含むデータを送信した。
- (3)指示が明確ではなかったことと個人情報の取扱いに関する認識が不十分であったことが原因である。

4 対応状況

- (1)今回の事案発覚後、メール送信した各施設に対し、送信メールの削除とメール内容を紙で印刷した場合はシュレッダーによる廃棄を依頼し、午後4時頃には、すべての施設で情報が削除されたことを確認した。
- (2)メール送信した8施設において、メールを閲覧できる状態にあった職員は45人。その内、メール削除するまでにメールを閲覧した職員は、6施設11人。
- (3)8施設の施設長には、個別に電話連絡で状況説明を行い、謝罪を行った。
- (4)青少年・家庭課においては、課長から個人情報の管理を厳重に行うよう改めて、各職員に周知徹底を図った。

5 再発防止策

- (1)メールでのデータ送信においては、上司の確認後に行うことを組織内で再度徹底する。
- (2)個人情報については、対象情報、取扱い、外部との関係等について、組織内での研修を定期的に行うことにより、個人情報に関する認識の定着を図る。

ひきこもりに関する実態調査の結果等について

平成30年12月17日
健康政策課

今後のひきこもり対策の基礎資料とするため、市町村におけるひきこもり状態にある方の状況を調査しましたので、その結果及び今後の対応について報告します。

1 調査結果

(1) 目的

市町村におけるひきこもり状態にある方（15歳以上59歳以下）の状況を調査し、地域における実態を把握することで、今後のひきこもり対策の基礎資料とする。

※市町村が把握しているひきこもり状態にある方の人数は、今年2月に県青少年・家庭課が実施しているが、ひきこもり対策の推進のために、より詳細な実態把握が必要であることから、市町村に調査協力を依頼したもの。

(2) 方法

市町村関係部署での相談対応や、民生児童委員協議会や社会福祉協議会等関係団体への調査から市町村が把握した実人数

(3) 調査期間

平成30年7月～10月

(4) 調査項目

ひきこもり状態にある方に関する以下の項目

性別 年代 ひきこもりの期間 ひきこもりの経緯 現在の支援状況

(5) 調査結果（詳細は次ページ以降）

ひきこもり状態にある方の人数 685人

※人数については、市町村において重複がないよう調整を依頼したが、重複している可能性はある。

※項目①及び②は、無回答を除いているため、前述の数とは一致しない。

また、() 内は割合で、小数点以下第2位の四捨五入により必ずしも100%とはならない。

① 男女別（計683人）

男：521人（76.3%）、女：158人（23.1%）、不明：4人（0.6%）

② 年代別（計679人）

15～19歳：42人（6.2%）、20歳代：90人（13.3%）、30歳代：182人（26.8%）

40歳代：209人（30.8%）、50歳代：156人（23.0%）

③ 市町村別・圏域別

鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	東部圏域・計
204人	34人	9人	16人	43人	306人

倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	中部圏域・計
42人	9人	24人	18人	45人	138人

米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町
91人	41人	3人	26人	23人	21人
日南町	日野町	江府町	西部圏域・計		
14人	14人	8人	241人		

2 今後の対応

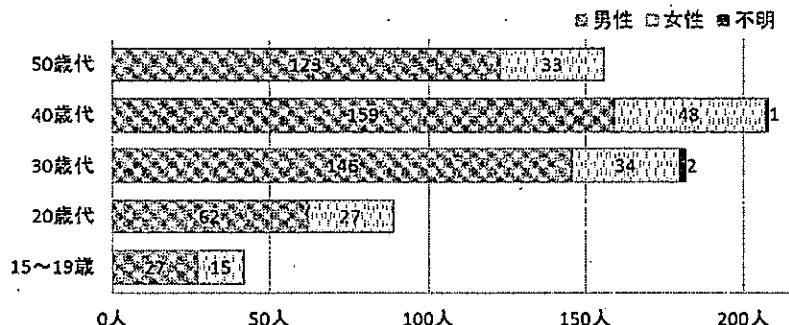
ひきこもり対策の更なる推進に向け、県として、とっとりひきこもり生活支援センターの相談体制の強化や、精神保健福祉センターを中心に保健所等による市町村職員・支援関係機関従事者への研修、ひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信を強化し、ひきこもり状態にある方を早期把握・早期支援できる体制を整備していきたい。

また、今後、身近な地域での支援が重要になることから、今回の調査結果を市町村へ還元するとともに、各種会議や意見交換の場を通じて、ひきこもり対策に係る国庫補助事業の活用の呼びかけや、好事例等の情報提供を行い、市町村における支援が充実するよう支援していく。

(参考) 年代別の状況

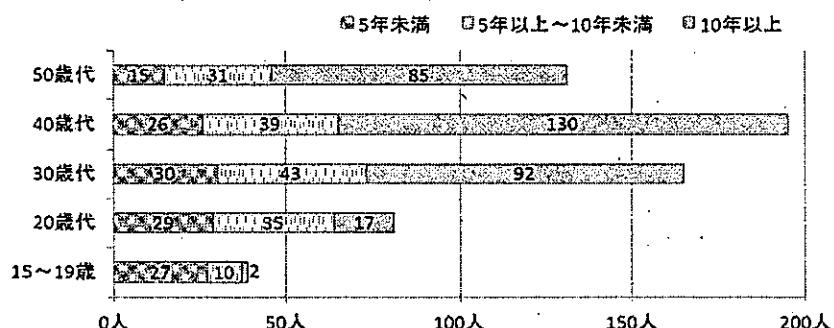
①性別

各年代とも男性の割合が6割を超えており、特に30代は8割を超え、40・50代も約8割に上る。



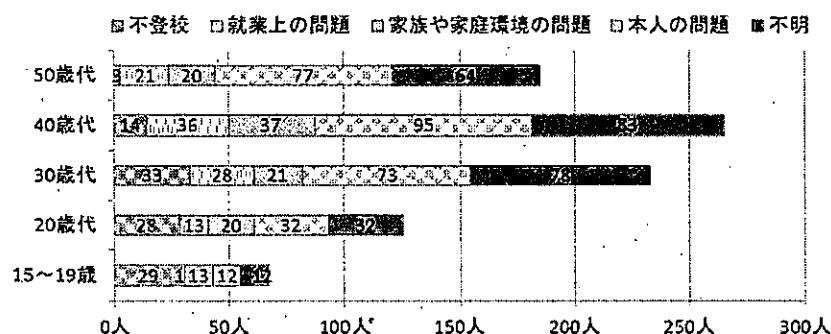
②期間

30代からは「10年以上」のひきこもりが半数以上を占め、特に、40・50代では6割以上が10年以上ひきこもりの状況



③経緯

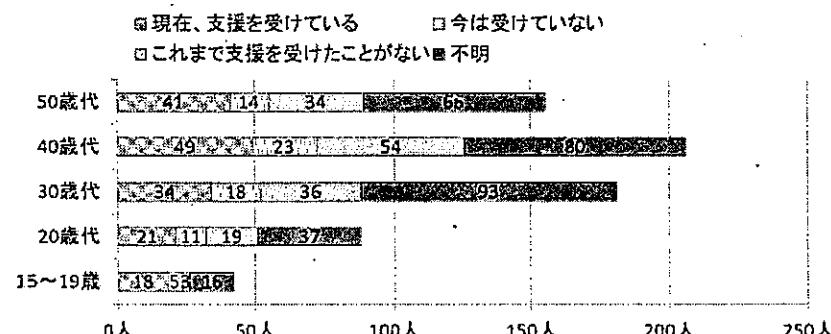
不明を除き、15~19歳では不登校が最も多く、20代以降は本人の問題（疾病や性格など）が最も多い。



④支援状況

不明を除き、15~19歳では支援を受けている者が多いが、20代以降は現在、支援を受けていない者（※）が多い。

※）今は受けていない+これまで支援を受けたことがない



調査実施要項

平成30年7月 鳥取県健康政策課

1 調査目的

市町村におけるひきこもり状態にある方の実態を把握し、今後のひきこもり対策の基礎資料とします。

なお、同様の調査は平成30年2月に県青少年・家庭課が実施していますが、ひきこもり対策の推進のためにはより詳細な実態把握が必要であることから、市町村に調査協力を依頼するものです。

2 市町村における調査方法

以下の調査方法が考えられます、より詳細な実態把握となるよう①による調査だけではなく、②による調査も実施してください。

①市町村関係部署（住民からの人権、健康、福祉、介護、子ども・教育、くらし、行政・法律等に関する相談を受ける担当課等）での相談件数等を基にした実人数

②民生児童委員協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、その他支援団体等への調査（※）から把握した実人数

※調査の際は、別添「調査票記入要領」「調査票」を加工して活用ください。

3 調査期間

平成30年7月～10月

4 調査回答方法等

市町村で把握しているひきこもり状態にある方について、別添「集計表」により平成30年10月31日（水）までに、県の担当あて提出してください。

なお、複数の団体等からの報告を取りまとめる際には、該当者の重複がないよう調整をお願いします。

5 調査項目

①ひきこもり状態にある方の性別及び年齢 ②ひきこもり状態にある期間
③ひきこもり状態に至った経緯 ④ひきこもり状態にある方への現在の支援状況

6 調査結果の取扱い

市町村ごとの結果を集計し、公表する予定です。

7 本調査における「ひきこもり状態にある方」の定義（調査対象）

県内在住の概ね15歳以上59歳以下の方で、社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が原則6か月以上続いている方
※時々買い物や自分の趣味のために外出することがある方など、人とは会話しないなど他者と交わらない形での外出をする方も「ひきこもり状態にある方」に含みます。

診断の有無によらず、ひきこもりの原因が明らかに障がいや疾病による場合で治療が優先されるケース等は本調査の対象から除き、その判断が難しい場合は「ひきこもり状態にある方」として計上してください。

がん診療連携拠点病院の推薦について

平成30年12月17日
健 康 政 策 課

住民が日常の生活圏の中で質の高いがん医療を受けることができる体制を確保するため、一定の基準を満たす病院を「がん診療連携拠点病院」として厚生労働大臣が各都道府県知事からの推薦を受けて指定することとなっています。

現在の指定期間が今年度末で期限を迎えることから、平成30年11月16日に鳥取県地域医療対策協議会がん診療連携拠点病院推薦検討部会を開催し、平成31年4月以降の本県のがん診療連携拠点病院について検討いただき、そこでの議論を参考に次のとおり推薦病院を決定しましたので、報告します。

1 推薦病院

6病院から応募があり、国の指定基準を満たさない病院もありましたが、県のがん75歳未満年齢調整死亡率が高いこと（H29は全国ワースト2位）などを考慮して、全ての病院をがん診療連携拠点病院として国へ推薦することとしました。

区分		応募病院	指定期限	推薦病院
都道府県がん診療連携拠点病院		鳥取大学医学部附属病院	H32.3.31	鳥取大学医学部附属病院
地域がん診療連携拠点病院	東部医療圏	鳥取県立中央病院	H31.3.31	鳥取県立中央病院
		鳥取市立病院	"	鳥取市立病院
		鳥取赤十字病院	(新規応募)	鳥取赤十字病院
	中部医療圏	鳥取県立厚生病院	H31.3.31	鳥取県立厚生病院
	西部医療圏	米子医療センター	H32.3.31	米子医療センター

※H32.3.31末が更新期限拠点病院についても H31.3.31までを指定期限として指定更新が必要

2 検討部会の概要及び推薦に当たっての論点

検討部会では、応募された全病院について、プレゼンテーションを受けた上で委員との質疑応答を行い、その後、部会委員において推薦病院についての協議を行いました。

従来、指定に係る必須要件として主に医療従事者の配置及び診療実績があり、診療実績については、従前は裏面①または②を概ね満たせば可でありましたが、今回から適用される新指針においては、同一医療圏に複数の拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすことが必要とされました。

部会では、まず県及び中部医療圏については、指定要件を満たしている応募病院を推薦することが適当という意見であり、西部の地域がん診療連携拠点病院に応募のあった米子医療センターについても①の項目を概ね満たしていることから、推薦が適当との意見でした。一方、東部医療圏については、すべての病院が①の項目全てを満たすことができない中では、最も診療実績が多い県立中央病院が適当という意見でしたが、現在の2病院から東部における拠点病院が減少することへの懸念の意見も頂いたところです。

部会の御意見や本県のがん75歳未満年齢調整死亡率が高い状況を考慮し、がん医療体制の一層の充実を図る必要があると考え、今回の国の指定基準に照らし合わせると、推薦した病院全てが指定を受けることは厳しい状況ではありますが、東部医療圏を含めて応募してきた6病院全てを推薦することとしました。

都道府県がん診療連携拠点病院	鳥取大学医学部附属病院	唯一の応募であり、要件を満たしている。
地域がん診療連携拠点病院	東部医療圏	鳥取県立中央病院 鳥取市立病院 鳥取赤十字病院
		東部の中核となる病院は鳥取県立中央病院であるが、同病院と連携・補完する病院としての鳥取赤十字病院、また、在宅支援を含め、地域と密着した役割を果たす病院として鳥取市立病院があり、これらが連携し、役割分担が図られている。
	中部医療圏	鳥取県立厚生病院
	西部医療圏	米子医療センター

3 今後のスケジュール

平成30年

12月12日 … 平成31年4月以降の鳥取県内のがん拠点病院を国に推薦

平成31年

2～3月頃 … 厚生労働省ヒアリング

3～4月頃 … 国による平成31年4月以降の鳥取県内のがん拠点病院の指定

【参考】

応募病院の診療実績

指定要件：下表の①又は②を概ね満たすこと。

(なお、同一医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合（県拠点病院が整備されているがん医療圏を除く）は①の項目を全て満たすこと。県内の病院で要件のクリアが困難な項目は、薬物療法及び放射線治療述べ患者数。県内の病院で全て要件を満たすのは鳥取大学医学部附属病院のみ。)

		鳥取県立 中央病院	鳥取市立 病院	鳥取 赤十字病院	県立厚生 病院	米子医療 センター	鳥大附属 病院
医療圏		東部			中部	西部	
① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	院内がん登録数 年間500件以上	995件 ○	565件 ○	739件 ○	571件 ○	546件 ○	1,662件 ○
	手術件数 年間400件以上	592件 ○	413件 ○	567件 ○	465件 ○	526件 ○	1,349件 ○
	薬物療法のべ患者数 年間1000人以上	1,056人 ○	453人 ×	611人 ×	264人 ×	1,315人 ○	2,338人 ○
	放射線治療のべ患者数 年間200人以上	165人 ×	125人 ×	128人 ×	107人 ×	181人 ×	416人 ○
	緩和ケアチーム新規介入患者数 年間50人以上	85人 ○	53人 ○	76人 ○	149人 ○人	61人 ○	68人 ○
② 当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度診療実績があること。		38.2% ○	20.1% ○	30.8% ○	46.1% ○	27.0% ○	52.1% ○